

白川町地域振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第5号

白川町地域振興基金条例の一部を改正する条例

白川町地域振興基金条例（平成2年白川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置の目的) 第1条 本町の子ども健全育成対策としての <u>教育活動の促進、高齢化対策としての福祉活動の促進及び快適な生活環境の形成等に係る事業並びに地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業</u> に充てるため、地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置の目的) 第1条 本町の子ども健全育成対策及び <u>高齢化対策としての教育活動の促進及び福祉活動の促進並びに快適な生活環境の形成</u> _____ _____に充てるため、地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。